

普通貸付と住宅貸付を受けられた皆さんへ

「完了報告書」の提出はお済みですか？

自動車の購入等の普通貸付と住宅の新築・改築・購入等の住宅貸付を受けられた場合、その購入や工事の完了後に「完了報告書(※)」及び貸付事由に応じた「添付書類」の提出が必要です。(下表参照)



完了報告書の

提出

がない場合

貸付けの取り消し!

未償還元利金の即時償還!!

となる場合がありますので、

ご注意を!



貸付事業の健全な運営を保持するために、貸付けを受けられた方は下表の貸付事由に応じた添付書類が必要となりますので、完了前に今一度ご確認をお願いいたします。また、今後貸付けをお考えの方は『完了報告書』をご考慮のうえ、お申込みくださいますようお願いいたします。

※本組合の貸付けは、申込みの内容や返済能力等を審査し、問題ないと判断された場合に貸付が決定されます。借受人が貸付金を受け取り貸付事由の完了後、申込みの事実と相違がなく貸付金が正しく使用されたかを確認するために、本組合では普通貸付と住宅貸付について「完了報告書」の提出を貸付施行細則に規定しています。また、完了報告書と申込みの内容が相違しているとき、又は完了報告書の提出がない場合は、貸付けを取り消し借受人に対し未償還元利金の即時償還となることを貸付規則に規定しています。

貸付種類	事由	添付書類	提出時期	
普通貸付	自動車等の購入	費用支払いに係る領収書の写し及び検査証(250CC以下の2輪の小型自動車にあっては原動機付自転車申告済証又は軽自動車届出済証)の写し	貸し付けた日から30日以内	
	その他	費用支払いに係る領収書の写し		
住宅貸付	住宅の新築、増築、改築、修理	抵当権を設定しない場合	1 工事完了後の写真(貸付申込時と同角度より撮影のもの) 2 建物登記簿謄本(修理の場合を除く。) 3 住民票(貸付申込時において、当該住宅に居住していなかった場合に限る。)	工事完了後直ちに
		抵当権を設定する場合	1 工事完了後の写真(貸付申込時と同角度より撮影のもの) 2 土地登記簿謄本 3 建物登記簿謄本 4 住民票(貸付申込時において、当該住宅に居住していなかった場合に限る。) 5 登記識別情報通知 6 抵当権設定契約証書	
	住宅の購入	抵当権を設定しない場合	1 所有権移転後の建物登記簿謄本(土地付住宅購入の場合は、所有権移転後の建物及び土地登記簿謄本) 2 住民票	所有権移転後直ちに
		抵当権を設定する場合	1 所有権移転後の建物及び土地登記簿謄本 2 住民票 3 登記識別情報通知 4 抵当権設定契約証書	
	住宅の敷地の購入	抵当権を設定しない場合	1 所有権移転後の土地登記簿謄本及び当該敷地上に建築された建物登記簿謄本 2 住民票	建物の所有権登記完了後直ちに
		抵当権を設定する場合	1 所有権移転後の土地登記簿謄本及び当該敷地上に建築された建物登記簿謄本 2 住民票 3 登記識別情報通知 4 抵当権設定契約証書	